

第6期第25回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日(月) 午後4時00分から午後4時30分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬 利一	△	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第6 報告第4号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件
- 第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第10 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件
- 第11 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
 穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、1番・清瀬利一委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第25回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、3番・清野 薫委員と4番・小笠原正実委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたします。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案5件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。2件・3筆・32, 274㎡となっています。

1番は、農地保有合理化事業に先立ち所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。

2番は、平成16年に3条賃貸にて計6筆の賃貸借契約を結びましたが、現在こちらの1筆を●●さんが使用していないため解約に至ったものです。その後の農地利用については、のちの議案第3号でお諮りいたします。

以上で報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長	<p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 事	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書3ページをお開き願います。</p> <p>7月につきましては、議案に記載のとおり、7月10日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件、あっせんの申出1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>なお、あっせんの申出内容については4ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第2号、地区委員会の結果に関する件の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第3号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、買入協議結果については、議案6ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第3号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第6 報告第4号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第4号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案8ページをお開き願います。</p> <p>議案8ページ、鶴川地区89名の内、川西地区46名、川東地区43名、続きまして議案9ページ、穂別地区44名、合計133名の方が経営移譲年金等</p>

主任 を受給してございます。

経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年6月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいておりますが、支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。

支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いし、何かあれば相談や情報提供をお願いいたします。以上でございます。

以上で報告第4号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。

なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

1番につきましては、●●さんが農地の処分を行いたいとの意向から、●●さんと売買を行うものです。

2番につきましては、以前から●●さんが耕作を行っていた河川敷地について、財務省が表示登記を行い、その後財務省から事務委任を受けている北海道財務局と●●さんの間で売買契約するものです。

3番につきましては、譲渡人の●●さんが貸付農地の処分をすることから、売買契約するものです。

以上、3件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12ページから17ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

2 4 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんの希望により●●さんが農地を取得する案件ですが、本年は不作付
地であり、本年取得時期から保全管理となりますが、周辺農地への影響はない
ものと判断します。以上です。

9 番 2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
北海道財務局の希望により●●さんが農地を取得する案件ですが、昨年まで
耕作を行ってきており、取得後もこれまでと同様、牧草を作付けする計画とな
っています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地へ
の影響はないものと判断します。以上です。

1 0 番 3 番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんが貸付農地の処分を行うことから農地を売買する案件です。
相手方の●●さんは現在、当該地を賃借し小麦を作付けしていますが、今後
も引き続き耕作する計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作
されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案どおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 8 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関す
る件」をを議題といたします。
なお、本案件中、●●委員が転用者となっており議事参加ができませんが、
質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとし
てよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明
をお願いいたします。

主 事 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について、ご説
明を申し上げます。

主 事 議案書19ページをお開き願います。
●●さんが倉庫を建築する案件となります。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
20ページから23ページまで、現況地目図・配置図等を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

23 番 1番について現地を確認してきましたので、ご報告いたします。
本申請は、農業用倉庫を新たに建設するものです。
申請地は、●●さんの自宅のある宅地と、山林に囲まれた農地であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。
(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、●●委員が被設定人となっているため議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 事 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書25ページから、所有権移転1件です。
1番につきましては、報告第3号でご報告申し上げました買入協議に伴う所有権移転となります。
続いて議案書27ページから、利用権設定2件です。
1番につきましては、当該地の周辺の農地も借主の●●さんが経営していることから、合わせて新たに利用権を設定する案件です。
2番につきましては、報告第1号でご説明したとおり、前の耕作者が使用しなくなり解約されたため、地域の担い手に新たに利用権を設定する案件です。
以上、所有権移転1件2筆、利用権設定2件2筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
なお、所有権移転については26ページ、利用権設定については28ページから29ページにそれぞれ図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 事 議案第4号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書31ページをお開き願います。
申込者は、この後議案第5号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる●●さんです。あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものでございます。
なお、経営形態に対する経営面積につきましても基準を満たしており問題ないことを申し添えます。
以上で議案第4号、農地移動適正化あっせんに関する件の説明を終わらせていただきます。
以上1件の登録につきまして、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い

主 事 | い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を
議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 事 | 議案第5号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書33ページをお開き願います。
以上、1件の実施について、34ページに図面を添付してございますので、
ご確認願います。
以上で議案第5号、農地移動適正化あっせんに関する件の説明を終わらせて
いただきます。
よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、8月25日に召集
いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。